

2020年4月28日

経済産業大臣  
梶山 弘志 殿

中部電力株式会社  
代表取締役社長 社長執行役員  
林 欣吾

### 電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収について

2020年4月21日付け報告徴収命令(20200417資第24号)について、下記のとおり報告します。

#### 記

#### 1 報告の経緯

当社は、電気事業法第106条第3項の規定に基づき、経済産業大臣から2020年4月6日付けで発出された、関西電力株式会社(以下、「関西電力」という。)の役職員による金品受領等に類似する事案の有無等に関する報告徴収命令(20200406資第10号)に対し、同年4月16日付けで回答文書を、また、同年4月21日付けで補足文書を提出した。

その後、2020年4月21日付けで、経済産業大臣から当社に対して、法106条第3項の規定に基づき、役職員の金品受領の有無等に関する追加的な確認を求める報告徴収命令(20200417資第24号。以下、「追加報告徴収命令」という。)が発出された。

このため当社は、所要の調査を行うとともに、事実関係の整理等を行い、追加報告徴収命令に対する本報告を取り纏めた。

なお、本報告については、2020年4月27日に開催された第61回コンプライアンス推進会議において、本報告の取り纏めに際して行った調査等のプロセス及び結果が妥当であることを確認したうえで報告内容を社長決定し、同年4月28日に開催された第930回取締役会に報告している。

#### 2 追加報告徴収命令において報告することを求められた事項

##### (1) 役職員による金品受領の有無及び不適切な工事発注・契約の有無について

※現役の役員及び過去10年間の役員経験者並びに工事発注・契約に係る実質的な権限を有する役職員及び過去10年間の当該役職員経験者に対して、聴取又は書面・電子メールを活用した方法によって調査を行い、その方法及び結果を記載すること。

※内部通報窓口等の過去10年間の記録についても調査を行い、その結果を記載すること。

##### (2) 電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填の有無について

※現役の会長及び社長並びに過去10年間の会長及び社長経験者に対して、聴取又は書面・電子メールを活用した方法によって調査を行い、その方法及び結果を記載すること。

※報酬規程、過去10年間の役員報酬に関する記録その他の資料についても調査を行い、その結果を記載すること。

### 3 追加報告徴収命令に対する報告

#### (1) 役職員による金品受領の有無及び不適切な工事発注・契約の有無について

##### ア 役職員による金品受領の有無について

現役の役員及び過去10年間の役員経験者並びに工事発注・契約に係る実質的な権限を有する役職員及び過去10年間の当該役職員経験者に対する聞き取り又は電子メールによる調査の結果、役職員による儀礼の範囲を超える金品受領はなかった。

##### <調査概要>

対象期間		①現 役：2020年4月1日現在 ②経験者：過去10年間（2010年度～2019年度）		
対象者	役員	調査期間	2020年4月22日～同年4月23日	
		調査の実施主体	秘書室員	
		役職	取締役、監査役、社長執行役員他役付執行役員	
		人数	53名（①18名、②35名）※ <sup>1</sup> ※ <sup>1</sup> うち20名（①3名、②17名）は発注権限を有する	
	工事発注に係る実質的な権限を有する役職員	調査期間	2020年4月21日～同年4月27日	
		調査の実施主体	マネジメントサービス本部調達センター員 （一部、秘書室員、再生可能エネルギーカンパニー企画室員及び監査役室員）	
		役職	取締役、社長執行役員他役付執行役員、本店部長、本店グループ長、支店長、支店部長、支店課長等（所属長以上）	
		部門	調達部門	
		人数	109名（①10名、②99名）※ <sup>2</sup> うち20名は役員	
		「実質的な権限を有する」の考え方	所属長以上の立場で工事発注権限※ <sup>3</sup> を有した者（所属員に対して責任を持つ立場である所属長以上） ※ <sup>3</sup> 本店グループ長以上：3千万円超 支店等課長以上：2百万円超	
	回答者数		162名	
	回答率		100%	
	調査方法		聞き取り又は電子メール	
	質問内容		（調達権限を有する役職に在任中に、）儀礼の範囲を超える金品を受領したことがありますか	
内部通報窓口等の記録の調査	調査期間	2020年4月21日～同年4月28日		
	実施主体	コンプライアンス推進会議事務局 （経営管理本部 法務グループ員）		
	対象物	・ 過去10年間（2010年4月1日～2020年4月28日現在）の内部通報窓口の受付・対応状況一覧表（件名・概要）493件 ・ 上記のうち対象相談件名17件の詳細な対応記録		
	確認方法	上記一覧表にて金品受領に類する対象相談件名を抽出のうえ、対象相談件名の対応記録の内容を確認		

**【参考１】追加報告徴収命令前（本件事案発覚後）に実施した調査**

（２０２０年４月１６日付け回答文書及び同年４月２１日付け回答書【補足】の内容）

調査結果	儀礼の範囲を超える金品受領はなかった	
調査期間	① ２０１９年９月３０日 ② ２０１９年９月３０日 ③ ２０１９年１０月１６日～同年１０月２５日	
調査の実施主体	秘書室員	
対象期間	① ２０１９年９月３０日現在 ② ２００９年７月１日～２０１９年９月２９日 ③ ２０１９年９月３０日現在	
対象者	役職	① 現役の会長、社長執行役員他役付執行役員、相談役、顧問 ② 過去１０年間の原子力部門の役員、原子力部長、 浜岡原子力発電所長、浜岡地域事務所長 ③ 現役の執行役員及び監査役
	部門	—
	人数	５２名（① １８名、② ９名、③ ２５名）
回答者数	５２名	
回答率	１００％	
調査方法	聞き取り	
質問内容	儀礼の範囲を超える接待・金品を受領したことがありますか	

## イ 不適切な工事発注・契約の有無について

現役の役員及び過去10年間の役員経験者並びに工事発注・契約に係る実質的な権限を有する役職員及び過去10年間の当該役職員経験者に対する聞き取り又は電子メールによる調査の結果、役職員による不適切な工事発注・契約はなかった。

### <調査概要>

対象期間		①現 役：2020年4月1日現在 ②経験者：過去10年間（2010年度～2019年度）	
対象者	役員	調査期間	2020年4月22日～同年4月23日
		調査の実施主体	秘書室員 (一部、マネジメントサービス本部調達センター員、再生可能エネルギーカンパニー企画室員及び監査役室員)
		役職	取締役、監査役、社長執行役員他役付執行役員
		人数	53名 (①18名、②35名) ※ <sup>1</sup> ※ <sup>1</sup> うち20名 (①3名、②17名) は発注権限を有する
	工事発注に係る実質的な権限を有する役職員	調査期間	2020年4月21日～同年4月27日
		調査の実施主体	マネジメントサービス本部調達センター員 (一部、秘書室員、再生可能エネルギーカンパニー企画室員及び監査役室員)
		役職	取締役、社長執行役員他役付執行役員、本店部長、本店グループ長、支店長、支店部長、支店課長等 (所属長以上)
		部門	調達部門
		人数	109名 (①10名、②99名) ※ <sup>2</sup> うち20名は役員
		「実質的な権限を有する」の考え方	所属長以上の立場で工事発注権限※ <sup>3</sup> を有した者 (所属員に対して責任を持つ立場である所属長以上) ※ <sup>3</sup> 本店グループ長以上：3千万円超 支店等課長以上：2百万円超
回答者数		162名	
回答率		100%	
調査方法		聞き取り又は電子メール	
質問内容		(調達権限を有する役職に在任中に、) 不適切な工事発注・契約※を行ったことがありますか ※特定の者に対する事前の発注情報の提供、事前の発注約束、合理的な理由のない特命発注等	
内部通報窓口等の記録の調査	調査期間	2020年4月21日～同年4月28日	
	実施主体	コンプライアンス推進会議事務局 (経営管理本部 法務グループ員)	
	対象物	・ 過去10年間 (2010年4月1日～2020年4月28日現在) の内部通報窓口の受付・対応状況一覧表 (件名・概要) 493件 ・ 上記のうち対象相談件名10件の詳細な対応記録	
	確認方法	上記一覧表にて工事発注・契約に類する対象相談件名を抽出のうえ、対象相談件名の対応記録の内容を確認	

【参考2】追加報告徴収報告命令前に、関西電力の第三者委員会報告書を受けて実施した調査（2020年4月16日付け回答文書及び同年4月21日付け回答書【補足】の内容）

調査結果	不適切な工事発注・契約はなかった	
調査期間	2020年3月17日～同年3月19日	
調査の実施主体	マネジメントサービス本部調達センター員	
対象期間	過去10年間（2010年度～2019年度） （本店部長は2018年度～2019年度）	
対象者	役職	本店部長、本店グループ長、浜岡原子力発電所課長
	部門	調達部門
	人数	12名
回答者数	12名	
回答率	100%	
調査方法	聞き取り	
質問内容	原子力部門の発注に際し、不適切な工事発注・契約（特定の者に対する事前の発注情報の提供、事前の発注約束、合理的な理由のない特命発注等）を行ったことがありますか	
その他	震災以降の安全性向上対策工事の大規模件名13件に対し、当初契約時の引合先の選定方法・契約金額の適切性を契約関係書類で確認するとともに、設計変更等の変更手続きの適切性についても、変更事由や変更金額を資材側の契約関係書類と工事主管部署の完工図書等をつき合せ調査した結果、不適切な事象が無い事を確認している	

【参考3：当社の内部通報制度の概要】

利用対象者	役職員及び退職者、非正規従業員及び当社の取引先労働者
相談窓口	社内窓口：コンプライアンス推進会議事務局※ (経営管理本部法務グループ内) 社外窓口：社外弁護士 ※1 部門長、管理職及び担当者、法務経験者及び他部門出身者、男性及び女性担当者など多様な構成メンバーから成る。 ※2 対応にあたっては、複数のメンバーで協議しているほか、相談内容に応じて、適宜、外部の専門家（弁護士）の助言を得ている。
利用方法	・電子メール、手紙、電話又は面談（社外窓口は電子メールのみ）による。 ・匿名・無記名での相談も受け付けている。
利用制限	・業務とは関係のない個人の行動に係る事項で、かつ当社及びグループ全体への影響がないと判断される事項 ・虚偽又は他人への誹謗・中傷を目的とした事項
相談者保護の徹底	・社内規程において、相談者保護及び機密保持を義務付けており、違反者に対する罰則規定を設けている。 ・調査にあたり、協力者には相談者保護及び機密保持の徹底を依頼するとともに、違反者に対する処分の可能性を警告している。
水平展開	再発防止及びコンプライアンス意識の向上の観点から、コンプライアンス推進会議において、水平展開が望ましいと判断した事案について、相談者保護の徹底を図ったうえで、社内ホームページ上で周知・公表している。
検証・評価	コンプライアンス推進会議において、半期に一度、通報案件全数について審議し、対応の適正性を検証・評価している。
その他	・社内規程において、経営幹部（カンパニー社長、本部長、本店室部長、事業会社社長等）に対し、重大なコンプライアンス違反事象が発生した場合の報告を義務付けている。 ・中部電力パワーグリッド及び中部電力ミライズ株式会社にそれぞれ、当社の内部通報制度に準じた内部通報窓口を設置し、3社の事務局が、効率的かつ実効的な運用に協力・連携している。 ・当社内部通報制度に準じた、当社グループの役職員が共同利用できる内部通報窓口を設置している。 ・中部電力グループのコンプライアンス経営を推進するため、当社のコンプライアンス推進会議においてコンプライアンス基本方針を制定し、グループ各社のコンプライアンス推進体制の整備・運用状況を確認している。

(2) 電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填の有無について

現役の会長・社長及び過去10年間の会長・社長経験者に対する聞き取り調査、並びに役員報酬の決定に関する社内会議及び指名・報酬等検討会議の過去10年分の議事録及び社長決定書の確認による調査の結果、電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填はなかった。

<調査概要>

調査期間		2020年4月22日～同年4月23日
調査の実施主体		秘書室員
対象期間		①2020年4月1日現在 ②過去10年間(2010年度～2019年度)
対象者	役職	会長及び社長
	人数	5名
回答者数		5名
回答率		100%
調査方法		聞き取り
質問内容		電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填をしたことがあるか
報酬規程等に関する調査	実施主体	秘書室員及びコンプライアンス推進会議事務局長
	対象物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事録</li> <li style="margin-left: 20px;">〔 複数の役員で構成する社内会議 18通 指名・報酬等検討会議 6通 〕</li> <li>・役員報酬に関する社長決定書 17通</li> </ul>
	確認方法	<p>秘書室員が過去10年分の上記議事録及び社長決定書の内容を確認した後、コンプライアンス推進会議事務局長も同じ上記議事録及び社長決定書の内容を確認し、秘書室員による確認結果が妥当であることをチェックした。</p> <p>※取締役及び役付執行役員の報酬並びに会長・社長経験者が当社役職に就任する際の報酬について、複数の役員で構成する社内会議及び独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬等検討会議の議を経て決定している。会長・社長以外の役員経験者が当社役職に就任する際の報酬については、複数の役員で構成する社内会議の議を経て決定するとともに、指名・報酬等検討会議に報告している。これらの会議の実施結果については、議事録及び社長決定書を作成している。</p>

【参考4：当社役員報酬の決定手続き及び東日本大震災以降の当社役員報酬削減の経緯】

ア 当社の役員報酬水準及び決定手続き

当社の会長社長等取締役の報酬水準は、従来から、上場他企業役員の前年総報酬の中位水準となるよう設定している。

取締役及び会長・社長経験者が当社役職に就任する際の報酬の決定にあたっては、下表のとおり、複数の役員で構成する社内会議及び独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経ることとしている。

時 期	会長・社長の報酬	会長・社長経験者 (相談役・顧問)の報酬
2005年度～	取締役会から授権された社長が、代表取締役全員及び常任監査役の協議を経て決定する。	代表取締役全員及び常任監査役の協議を経て社長が決定する。
2015年度～	取締役会から授権された社長が、代表取締役全員及び常任監査役の協議並びに独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経て決定する。	
2018年度～		代表取締役全員及び常任監査役の協議並びに独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経て社長が決定する。
2020年度～	取締役会から授権された社長が、会長、社長、常任監査役、本部長等で構成する人事会議及び独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経て決定する。	会長、社長、常任監査役、本部長等で構成する人事会議及び独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経て社長が決定する。

会長・社長以外の役員経験者についても、退任後、当社の役職に就く場合は、その報酬について、会長、社長、常任監査役、本部長等で構成する人事会議の協議を経て社長が決定するとともに、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬等検討会議に報告している。



なお、役員報酬に関する上記会議を、2011年4月以降、下表のとおり開催している。

	代表取締役全員・常任監査役による 協議（2020年度以降は人事会議）	指名・報酬等検討会議
2011年度	8回	—
2012年度	6回	—
2013年度	11回	—
2014年度	7回	—
2015年度	8回	2回
2016年度	6回	3回
2017年度	6回	2回
2018年度	9回	5回
2019年度	8回	6回
2020年度	2回	1回

#### イ 2011年東日本大震災以降の当社役員報酬削減の経緯

当社は2011年東日本大震災発生後の浜岡原子力発電所停止、及び、2014年の電気料金値上げに伴い、役員報酬を削減。併せて、会長・社長経験者である相談役・顧問の報酬も削減。

その後、徹底した経営効率化の実施等による業績回復及び復配・増配を踏まえて、削減幅を段階的に縮小。

なお、現在の会長社長等取締役の報酬は、固定報酬である月例報酬、業績連動賞与及び業績連動型株式報酬で構成しており、報酬総額は、経営目標を達成した際に上場他企業役員の総報酬の中位水準となるよう設定している。

時 期		報酬削減率 (震災前の報酬水準との比較)	
		会長・社長	会長・社長経験者 (相談役・顧問)
2011年度～	(東日本大震災発生) 浜岡原子力発電所停止	約▲15%	約▲10%
2013年度～	2011年度・2012年度 連続赤字・無配	約▲40%	約▲40%
2014年度～	2011年度～2013年度連続赤字 電気料金値上げ	約▲70%	約▲70%
2015年度～	2014年度黒字化・復配	約▲40%	約▲40%
2016年度～	2015年度増配	約▲20%	約▲20%
2017年度～	2016年度増配	約▲10%	
2018年度～	2017年度増配	業績連動報酬を 導入*	報酬水準を見直し (さらに減額)

※経営目標を達成した際に上場他企業役員の総報酬の中位水準となるよう設定

以 上